

女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 無料低額宿泊所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所をいう。以下同じ。）の事業者が実施する女性が入居しやすい施設への転換に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、無料低額宿泊所（指定都市・中核市を除く県所管域の無料低額宿泊所に限る。）が実施する次の事業で、交付決定日の属する年度の末日までに工事及び工事費等の支払いを終える事業とする。また、当該事業に要する経費から国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額とする。

- (1) アパートタイプのサテライト型住居（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年神奈川県条例第44号）第10条の2のサテライト型住居をいう。以下同じ）を設置する事業
- (2) 男性専用で使用していたアパートタイプの居室（風呂、トイレ、キッチンが設置されている居室）を、女性が入居しやすくなるよう改修工事を行う事業

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、補助対象経費の実支出額から国庫支出金等を控除した額に1/3を乗じて得た額と補助上限額を比較して少ない方の額とする。

補助対象経費		補助上限額（1施設あたり）
前条 第1号	サテライト型住居の契約に係る仲介手数料及び礼金、居室整備に係る備品・消耗品費等	4万円
前条 第2号	女性が入居しやすくなるよう改修するための改修工事費（トイレ改修工事、壁や床の汚損箇所改修費等）、清掃費、居室整備に係る備品・消耗品費等	28.6万円

2 前項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等排除)

第3条の2 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次のとおり、前条の補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（前号に該当する場合を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第4条 規則第3条第1項の規定による女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金交付申請書（第1号様式）の提出期限は知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項第4項の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 業者の見積書等（あれば）
- (4) サテライト型住居の平面図
- (5) 役員等氏名一覧表（別紙3）

3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第5条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、法人の代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に返還させることがある。
- (5) 第4条の申請前に、神奈川県「無料低額宿泊所の開設及び届出等に関するガイドライン」4で定める事前調整が済んでいること。
- (6) 新たに設置したサテライト型住居については、入居対象を男性限定としないこと。
- (7) 新たに設置したサテライト型住居の施設長又は相談員等は、県が実施予定の女性支援に関する講習会へ参加すること。

(決定の通知)

第7条 知事は、第4条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容を精査し、当該申請者に補助金の交付を決定した場合は、女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金交付決定通知書により、通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 第5条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(変更の承認)

第9条 第6条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金事業変更承認申請書（第3号様式）に係る書類を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第 10 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金実績報告書(第 4 号様式)に次の書類を添えて、交付決定日の属する年度の末日又は事業完了の日から 10 日を経過した日のいずれか早い日(第 6 条第 1 項第 2 号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日と比較し、いずれか早い日)までに行わなければならない。

- (1) 女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金実績額調書(別紙 4)
- (2) 業者等への支払額がわかる書類(領収書の写し等)
- (3) 建物の権利関係がわかる書類(賃貸契約書の写し等)
- (4) 振込先口座の通帳の見開きページの写し等
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(額の確定)

第 12 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助額の返還)

第 13 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第 2 号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の

返還を命ずる。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(書類の整備等)

第 15 条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 10 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 知事の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返還させることがある。
- 4 補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(実施細目)

第 16 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

(届出事項)

第 17 条 補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(元号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 施設名
住所 〒
法人(団体)名
代表者氏名
(フリガナ)
生年月日

女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金交付申請書

同補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の内容
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
- 3 交付申請額 金 _____ 円
- 4 交付申請額の算出方法

添付書類

女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金所要額調書(別紙1)
事業計画書(別紙2)
業者の見積書等(あれば)
サテライト型住居の平面図(サテライト設置の場合)
役員等氏名一覧表(別紙3)
その他参考となる資料

(問合せ先
担当者名
電話 — —)

(元号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 施設名
住所 〒
法人(団体)名
代表者氏名

女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付けで交付決定を受けた女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) | 有 | ・ 無 |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要) | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳及びその他参考となる書類を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

問合せ先
担当者名
電話 - -

(元号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 施設名
住所 〒
法人(団体)名
(フリガナ)
代表者氏名

女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金事業変更(中止、廃止)承認申請書

(元号) 年 月 日付けで交付決定を受けた女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金事業を次のとおり変更(中止、廃止)したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

事業の内容	変更(中止、廃止)前	変更(中止、廃止)後

2 変更(中止、廃止)の理由

添付書類

(交付申請書に添付したもので変更が生じる書類及び参考となる書類)

(問合せ先
担当者名
電話 — —)

(元号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 施設名
住所 〒
法人(団体)名
フリガナ
代表者氏名

女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金実績報告書

(元号) 年 月 日付けで交付決定を受けた女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金に係る補助事業の実績を関係書類を添えて報告します。

1 事業実績

(1)交付決定額 金 円
(2)精算額 金 円

※精算額は別紙3「女性向け無料低額宿泊所への移転補助金実績額調書」の⑧の合計額を記載してください。

2 補助金送金先

金融機関名		支店名 (支所)	
金融機関コード		店番	
フリガナ	-----		
口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

添付書類

- 女性が入居しやすい無料低額宿泊所への転換補助金実績額調書(別紙4)
- 業者等への支払額がわかる書類(領収書の写し等)
- サテライト設置の場合:建物の権利関係がわかる書類(賃貸契約書の写し等)

(問合せ先
担当者名
電話 - -)